

総 則 編

目 次

第1節 計画の目的、構成	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の位置づけ	1
第3 計画の構成	1
第4 芝山町防災会議の構成	2
第5 他の計画との関係	2
第6 地区防災計画の策定	3
第7 計画の修正	3
第2節 計画の基本方針	4
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	6
第1 町	6
第2 千葉県	6
第3 指定地方行政機関	7
第4 自衛隊	9
第5 指定公共機関	10
第6 指定地方公共機関	11
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	12
第8 住民及び事業所等	14
第4節 芝山町の災害特性	15
第1 地勢	15
第2 社会環境	15
第3 過去の災害	16
第4 想定する災害	17
第5節 成田空港の機能強化に伴う防災課題と方策	22
第1 成田空港の機能強化	22
第2 想定される防災課題と対策方針	23

第 1 節 計画の目的、構成

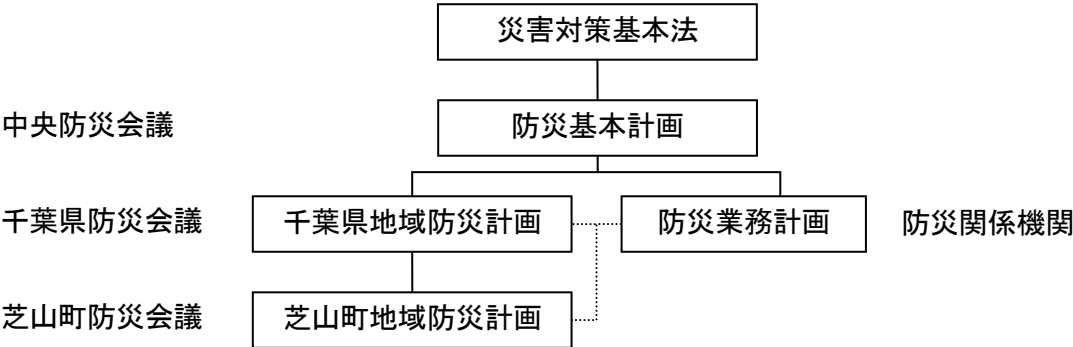
第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、芝山町防災会議（以下「町防災会議」という。）が作成する計画であり、芝山町での平常時の備え、災害発生時の対応及び災害復旧・復興の大綱を定めることにより、防災関係機関がその全機能を発揮して災害による被害の軽減、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第 2 計画の位置づけ

本計画は、町の処理すべき事務または業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務または業務を有機的に結合した計画である。

本計画は、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性を有するものであるが、地域の特性や災害環境にあわせた芝山町独自の計画である。



第 3 計画の構成

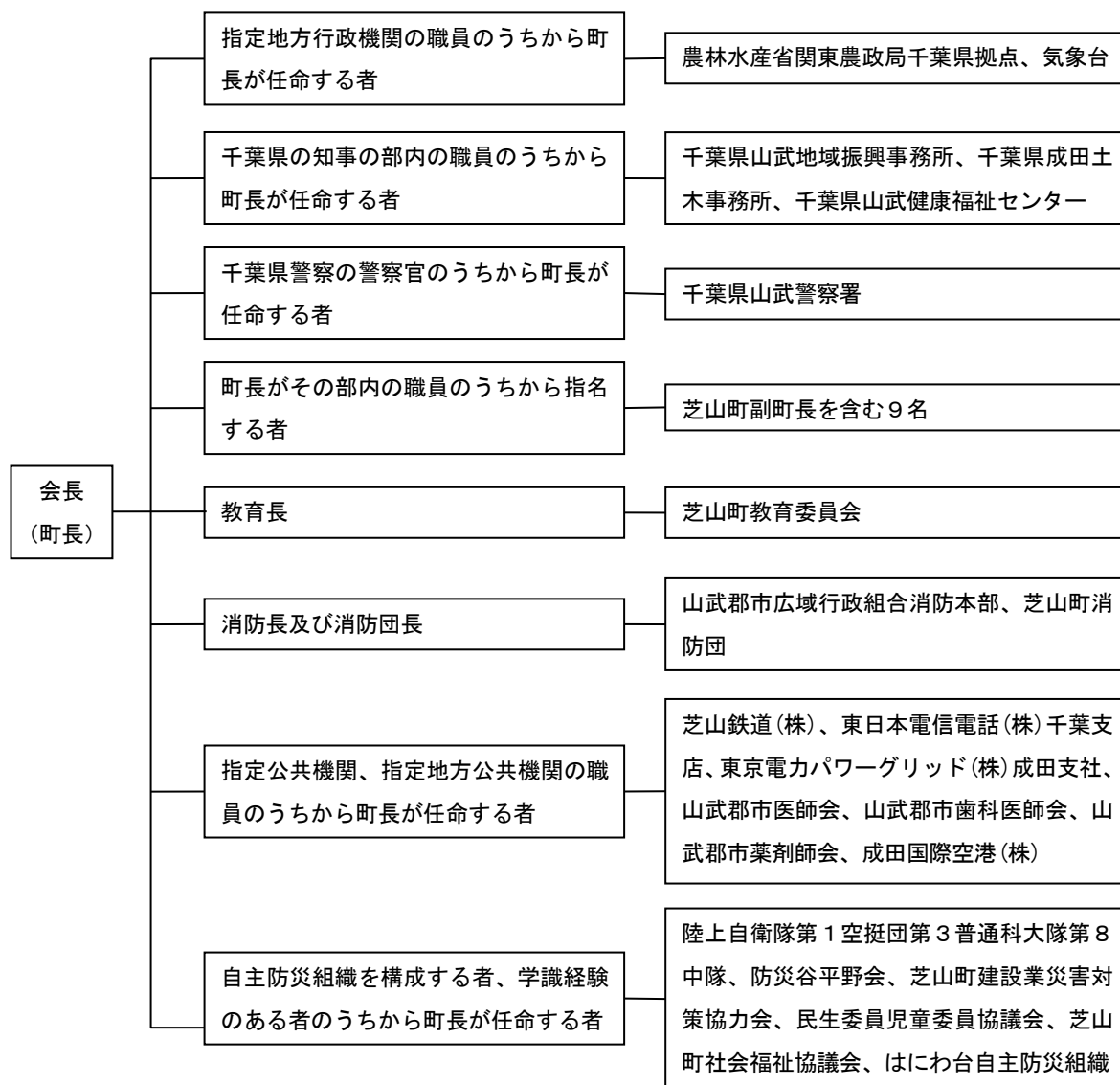
本計画の構成は、次のとおりである。

芝山町地域防災計画	総則編	基本方針、業務の大綱及び災害特性を示す。
	震災編	地震による災害に対する対策を示す。「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」のほか、附編「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」で構成される。
	風水害編	台風等による災害（河川の氾濫、浸水、土砂災害、風害、雪害）に対する対策を示す。「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」で構成される。
	大規模事故編	航空機災害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、道路災害、鉄道災害、放射線物質事故、大規模停電に対する対策を示す。各災害の「予防計画」、「応急対策計画」、「復旧対策計画」で構成される。
	資料編	各計画と関連する図表、例規、その他資料を掲載する。

第 4 芝山町防災会議の構成

災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、町防災会議が設置される。町防災会議は、町長を会長とし、芝山町防災会議条例（昭和 38 年条例第 17 号）に規定する委員をもって構成している。町防災会議の所掌事務は、防災の基本方針の決定及び地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、町長の諮問に応じて町域に係る防災に関する重要事項を審議することを任務とする。

町防災会議の運営は、芝山町防災会議条例の定めるところによる。



第 5 他の計画との関係

本計画は、町域に係る災害対策の総合計画であり、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関、または指定公共機関等が作成する計画との整合を図る。

また、防災対策の推進や詳細行動については、上位計画、各部門での計画によるものとする。

なお、国土強靱化に関しては、芝山町国土強靱化地域計画（令和 3 年 3 月）が、町のあらゆる計画における強靱化の指針として位置づけられている。本計画もその指針との整合を図り、「強く」「しなやかな」地域づくり、発災時の防災・減災、早期復旧の取組を推進する。

第 6 地区防災計画の策定

本町域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第 42 条の 2 に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、町防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第 7 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは町防災会議において修正し、その要旨を公表する。

第2節 計画の基本方針

災害から住民の生命、身体及び財産を守るために、次の方針に基づき、地域の防災力を向上させ、災害に強いまちの実現を図る。

1 減災のための建物耐震化・液状化対策の強化

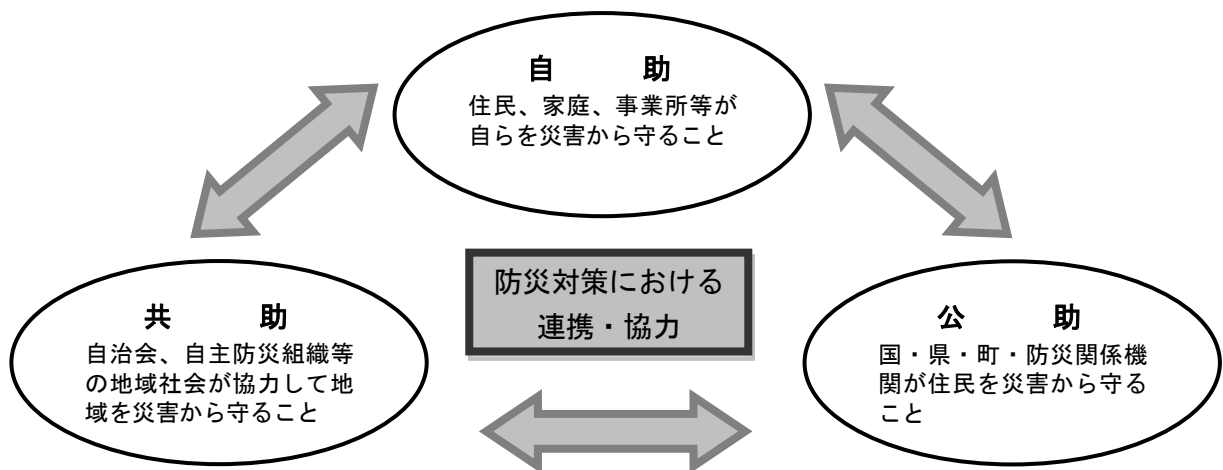
東日本大震災では、津波被害と比較すると揺れによる建物被害は少なかったと言われているが、住家被害として全壊 122,039 件、半壊 283,698 件、一部損壊 750,020 件で合計 1,155,757 件もの被害が出ている。（総務省「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（令和 5 年 3 月 1 日現在）」による。）芝山町でも住家の大規模半壊 2 棟、半壊 1 棟、一部破損 104 棟などの被害があった。また、建物被害の甚大であった阪神・淡路大震災では、死者の 9 割が建物の倒壊によるものとされており、建物の倒壊が無ければ、その後、長期にわたって避難所や応急仮設住宅で困難な生活を強いられることもない。

そこで、公共施設の耐震化や建築物の所有者に対する耐震化の重要性の啓発や支援について、「芝山町耐震改修促進計画」との整合を図り、目標値を明確にした対策とする。

2 自助、共助、公助の連携体制の推進

災害発生時は、救助活動、初期消火活動、医療救護、避難など、数多くの対策を同時に行うことが必要になるが、これら全ての被災者対策を町が担うことは困難であるため、自助、共助、公助の役割の明確化と連携が必要不可欠である。

そのため、住民一人一人の防災意識の向上や自主防災組織の育成、事業所による支援など地域の防災力を向上させる対策が必要である。



3 要配慮者への配慮

要配慮者（高齢者、障がい者等その他特に配慮を要する者）対策においては、要配慮者が迅速に安全な場所に避難することが困難であったり、十分ではない医療環境や避難生活の際のストレスで命を亡くしたりすることが課題である。

そのため、地域の中で要配慮者を支援する体制や福祉避難所の整備を推進する。

4 男女別のニーズの違いへの対応

東日本大震災では、避難生活における女性の必需品や男女別のスペースの確保等、女性への

配慮や男女のニーズの違いへの対応が課題となった。

国においても男女共同参画の視点による防災・復興の取組みを推進しており、その指針に基づいた対策とする。

5 物資供給体制の整備

東日本大震災では、東北から関東に至る広い範囲で被害が発生し、工場の被災や流通経路の寸断により、被災地での食料・物資の不足、全国的な石油類燃料の不足が発生し、物資の確保が重要課題としてあげられた。

そのため、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（県）に基づき、災害発生から3日間は町内で対応することを基本とし、自助、共助、公助による計画的な備蓄や多様な物資調達先の確保などを推進する。

6 広域応援体制の整備

大規模な災害や大規模事故により町の機能が喪失した場合、町による対策を行うことは非常に困難である。

そこで、国や県、自衛隊、全国の自治体、協力団体・企業等と広域的な応援体制を構築することが極めて重要であり、受援する場合、支援を行う場合それぞれの体制について整備を推進する。

7 実効性ある体制の検討

災害発生後、通信手段の不通、交通規制、人員や資機材の不足など様々な制約がある中で、各対策の体制が機能するのかどうか、その手順や方法等を見直し、実効性のある体制とすることが必要である。

8 長期的な停電に備えた燃料供給に関する協定の締結

大規模災害により停電が72時間以上継続した場合に備え、非常用電源による長期間稼働を可能とするために、燃料（A重油）の提供を受けられることができる事業所との協定締結を推進する。

協定締結に当たっては、供給ルートの途絶や協定締結相手方も同時被災している可能性を踏まえ、複数の事業者と協定を締結することを検討する。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等は、おおむね次の事務または業務を処理するものとする。

第1 町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災町営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (14) 被災者の生活再建支援に関すること

第2 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び千葉県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市町間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

第3 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- (5) 津波警報等の伝達に関すること

2 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）の派遣に関すること
- (3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

3 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係

主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
 - ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
 - イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- (3) 国有財産関係
 - ア 町が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - イ 町が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - ウ 町が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡または貸付に関すること
 - エ 災害の防除または復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払または貸付に関すること
 - オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付または譲与に関すること
 - カ 町が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - ア 災害関係の融資に関すること
 - イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
 - ウ 手形交換、休日営業等に関すること
 - エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
 - オ 営業停止等における対応に関すること

4 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- (2) 関係職員の派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

5 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

6 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事
- (2) 応急用食料・物資の支援に関する事
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関する事
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
- (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
- (7) 営農技術指導者及び家畜の移動に関する事
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関する事

7 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

8 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- (3) 被災中小企業の振興に関する事

9 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
- (2) 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事

10 関東地方整備局

- (1) 災害予防
 - ア 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
 - イ 通信施設等の整備に関する事
 - ウ 公共施設等の整備に関する事
 - エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
 - オ 官庁施設の災害予防措置に関する事
 - カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
 - キ 豪雪害の予防に関する事

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
- イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
- ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- エ 災害時における復旧資材の確保に関すること
- オ 災害発生が予測されるときまたは災害時における応急工事等に関すること
- カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
- キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
- ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

(3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努め、迅速かつ適切な復旧を図ること

1 1 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

1 2 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

1 3 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

1 4 東京管区气象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動の地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

第4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- ウ 防災資材の整備及び点検に関すること

エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること

(2) 災害派遣の実施

ア 人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること

イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

第5 指定公共機関

1 東日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

2 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 医療救護に関すること
- (2) こころのケアに関すること
- (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- (4) 血液製剤の供給に関すること
- (5) 義援金の受付及び配分に関すること
- (6) その他応急対応に必要な業務に関すること

3 日本放送協会

- (1) 住民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 住民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること
- (4) 被災者の受信対策に関すること

4 成田国際空港株式会社

- (1) 災害時における空港の運用に関すること
- (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

5 日本通運株式会社千葉支店

- (1) 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

6 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

7 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

8 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分に関すること
 - オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

9 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1) 災害時における物資の輸送に関すること

第6 指定地方公共機関

1 公益社団法人千葉県LPガス協会

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

2 芝山鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

3 日本航空株式会社及び全日本空輸株式会社

- (1) 航空機の運行の安全確保に関すること
- (2) 旅客の安全確保に関すること

4 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること

5 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

6 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること

- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関する事

7 公益社団法人千葉県看護協会

- (1) 医療救護活動に関する事
- (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関する事

8 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事

9 一般社団法人千葉県トラック協会及び一般社団法人千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 山武郡市広域行政組合

- (1) 災害時におけるし尿処理に関する事
- (2) 災害時における火葬に関する事
- (3) 所管する被災施設の応急対策及び復旧に関する事
- (4) 災害の予防・警戒・防御に関する事
- (5) 災害時の救助・救急・消火に関する事
- (6) その他防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力に関する事

2 山武郡市環境衛生組合

- (1) 災害時における廃棄物処理に関する事
- (2) その他防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力に関する事

3 芝山町消防団

- (1) 災害の予防・警戒・防除に関する事
- (2) 災害時の救助・救急・消火に関する事
- (3) 住民の避難誘導等に関する事
- (4) その他防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力に関する事

4 一般社団法人山武郡市医師会

- (1) 医療及び助産活動に関する事
- (2) 医療機関との連絡調整に関する事

5 一般社団法人山武郡市歯科医師会

- (1) 歯科医療に関する事
- (2) 医療機関との連絡調整に関する事

6 一般社団法人山武郡市薬剤師会

- (1) 医薬品の調達及び供給に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

7 成田用水土地改良区

- (1) 農業用ため池等の施設の整備と管理に関すること
- (2) 成田用水受益地(農地)及び農業用施設の被害調査と災害復旧活動に対する協力に関する
こと

8 山武郡市農業協同組合

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
- (5) 農産物の需給調整に関すること

9 千葉県森林組合

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること

10 芝山町商工会

- (1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
- (4) 災害時における物価安定への協力に関すること

11 芝山町社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関すること
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること

12 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること

13 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること

14 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関すること

- (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること
- (4) 被災施設の災害復旧に関すること

1 5 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること

1 6 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底に関すること
- (2) 防護施設の整備に関すること

1 7 日本赤十字社千葉県支部芝山町分区

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること
- (3) 義援金品の募集及び配分に関すること

第8 住民及び事業所等

1 住民

- (1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること
- (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び町が実施する防災対策に協力すること
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

2 事業所

- (1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
- (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び町が実施する防災対策に協力すること
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(B C P)の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント(B C M)の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

3 自治会・自主防災組織

- (1) 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
- (2) 県及び町が行う防災対策に協力するよう努めること

4 ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第4節 芝山町の災害特性

第1 地勢

1 位置

本町は千葉県の北東部、北総台地のほぼ中央に位置し、山武郡の最北端、首都 60km 圏の地点にあり、東は多古町、南は横芝光町と山武市、南西は富里市、北は成田市、成田空港に接しており、東西 8.4km、南北 10.5km、面積は 43.24 km²である。（令和 5 年全国都道府県市町村別面積調）

2 地形

地形は、西北部は緩やかな丘陵地帯となっているが、おおむね平坦で、東に高谷川、西に木戸川が流れ、流域は稲作地帯になっている。また、西北部の丘陵地では畑作が盛んである。

近年では、宅地開発や道路整備による埋土あるいは盛土により、自然に形成されてきた地形に変化がみられる。

第2 社会環境

1 人口

(1) 人口及び世帯数

本町の人口と世帯数は、令和 6 年 3 月 1 日現在、6,740 人（男性 3,431 人、女性 3,309 人）、3,020 世帯である。

(2) 外国人住民数

本町の外国人住民数は、令和 3 年 12 月末現在 250 人である。国籍別ではベトナムが最多で、以下スリランカ、タイ、フィリピン、中国と続き、東アジアや南アジア、東南アジアが上位を占める。

(3) 昼間人口

令和 2 年国勢調査による昼間人口は 12,132 人で、常住人口の約 1.7 倍である。

町内への流入人口は 7,228 人で、成田市が全体の 2 割を占めるほか、富里市、山武市の順に続き、近隣市町が多数を占める。また、町外への流出人口は 2,129 人で、成田市が全体の 4 割を占めるほか、富里市、多古町の順に続き、近隣市町が多数を占める。

2 交通

広域道路は、中央部を東西に走る国道 296 号、南北を縦断して成田市と九十九里地域を結ぶ主要地方道成田松尾線（芝山はにわ道）が通っている。

鉄道は芝山鉄道「芝山千代田駅」があり、京成電鉄線が相互直通運転を行っている。このほか本町と J R 大崎駅（品川区）を結ぶ高速バスである「成田シャトル」（令和 5 年 9 月現在運休中）、空港南側の山武市及び横芝光町と共同で運行する「空港シャトルバス」、町が委託運行する「芝山ふれあいバス」、デマンド交通としての「芝山あいあいタクシー」等が整備されている。

第3 過去の災害

1 地震

(1) 地震災害の履歴

これまでに本町に被害を及ぼした地震は、関東地震(1923年)、東北地方太平洋沖地震(2011年)などが挙げられる。

千葉県における地震災害の履歴

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8. 2 震源：房総半島南東沖(日本海溝)	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8. 4 震源：駿河湾(駿河トラフ)	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6. 9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に、被害。死者 20 人、家屋全壊 82 戸。
1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7. 9 震源：相模湾(相模トラフ)	相模湾を震源とした大地震(関東大震災)で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2～3m の津波。死者 1 人。
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6. 7 震源：千葉県東方沖(日本海溝)	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、墳砂現象多数。
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	M6. 1 震源：千葉県北東部(震源の深さ：約 52 km)	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。県内での被害なし。
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6. 0 震源：千葉県北西部(震源の深さ：約 73 km)	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9. 0 震源：三陸沖(震源の深さ：24km)	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18. 8 km まで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で 23. 7 km ² に達した。死者は 22 名(内、津波による死者 14 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 270 名。
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6. 1 震源：千葉県東方沖(震源の深さ：15 km)	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14, 800 軒以上に断水が発生した。

(千葉県地域防災計画を編集)

(2) 東日本大震災の被害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は、マグニチュード 9. 0 の大規模な地震で、これまでの想定を超えた巨大津波により東日本沿岸に大きな被害をもたらした。さらに、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。

本町では、震度 5 弱の揺れを観測した。この地震による人的被害はなかったものの、町内全域の停電、屋根瓦の損壊、道路の陥没等の被害が発生した。

地震の概況

発 生 日 時	平成 23 年 3 月 11 日(金) 午後 2 時 46 分頃
震 源 地 及 び 地 震 の 規 模	牡鹿半島の東南東 130 km 付近の三陸沖 震源の深さは 24km、モーメントマグニチュード 9.0、国内最大震度 7
町 内 震 度	震度 5 弱

被災状況

人 的 被 害	なし
ライフライン	町内全域で停電
住 家 被 害	大規模半壊 2 棟、半壊 1 棟、一部破損 104 棟
事業所被害	一部破損 12 棟
農業物被害	トマト 1,540 万円、花き 200 万円
道 路 被 害	被害数 38 箇所、被害金額 956 万円
公共建物被害	被害数 16 件、被害金額 415 万円

芝山町ホームページ「東日本大震災の被害状況について」(平成 23 年 8 月 17 日現在)

2 風水害

昭和 45 年の集中豪雨及び昭和 46 年の台風 25 号は、がけ崩れ、田畑の冠水、家屋損壊などの大きな被害を発生させた。

近年では、集中豪雨や発達した台風の影響を受け、各所で家屋への浸水や土砂崩れが発生している。また、木戸川の一部や高谷川沿いでの広範囲にわたる氾濫により、交通に多大な支障をもたらしている。このような被害は、年々増加傾向にある。

直近では、平成 25 年 10 月に発生した、10 年に一度の強い勢力をもった台風 26 号が関東地方に接近し、伊豆大島に土砂崩れによる甚大な被害をもたらした。芝山町においても、1 時間当たり最大 39.5mm の雨量を観測し、床下浸水 2 件、土砂崩れに関しては、住家被害 2 件、宅地内への土砂の流入 6 件、その他の土砂崩れも含めると 136 件もの被害が発生した。

また、令和元年 9 月に発生した台風 15 号は千葉市で最大瞬間風速 57.5m/s を記録し、芝山町では停電、断水、下水処理場の停止、電話等の不通、倒木等による通行止め、カーブミラーや防犯灯の被害が多数発生した。また、その後の 10 月に発生した台風 19 号も合わせ、住家の半壊 2 棟及び一部損壊 245 棟、非住家の一部損壊 79 棟、農畜産物及び農業関連施設の被害 10 億円以上となった。

第 4 想定する災害

1 地震

現段階で関東地域に最も影響し、かつ切迫性のある地震として「千葉県北西部直下地震」が想定されている。千葉県の調査においても、この地震が本町に最も影響を与えるとしており、本町における震度は大部分が 5 強～6 弱で、局所的に震度 6 強と予測されている。死者や重傷者の発生は想定されていないが、建物全壊棟数や避難者数等から、相応の被害が発生するものと予測される。

一方、防災基本計画(平成 30 年 6 月)では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定することが明記されている。県が作成した揺れやすさマップ(町が作成した芝山町総合防災ハザードマップに掲載)でも、高谷川沿いを中心として比較的揺れやすい範囲が広範囲に予測されている。そこで、本計画においては、東日本大震災等の被害や教訓等を基に、最大震度

6 強の大地震にも対応した計画とすることを基本とする。

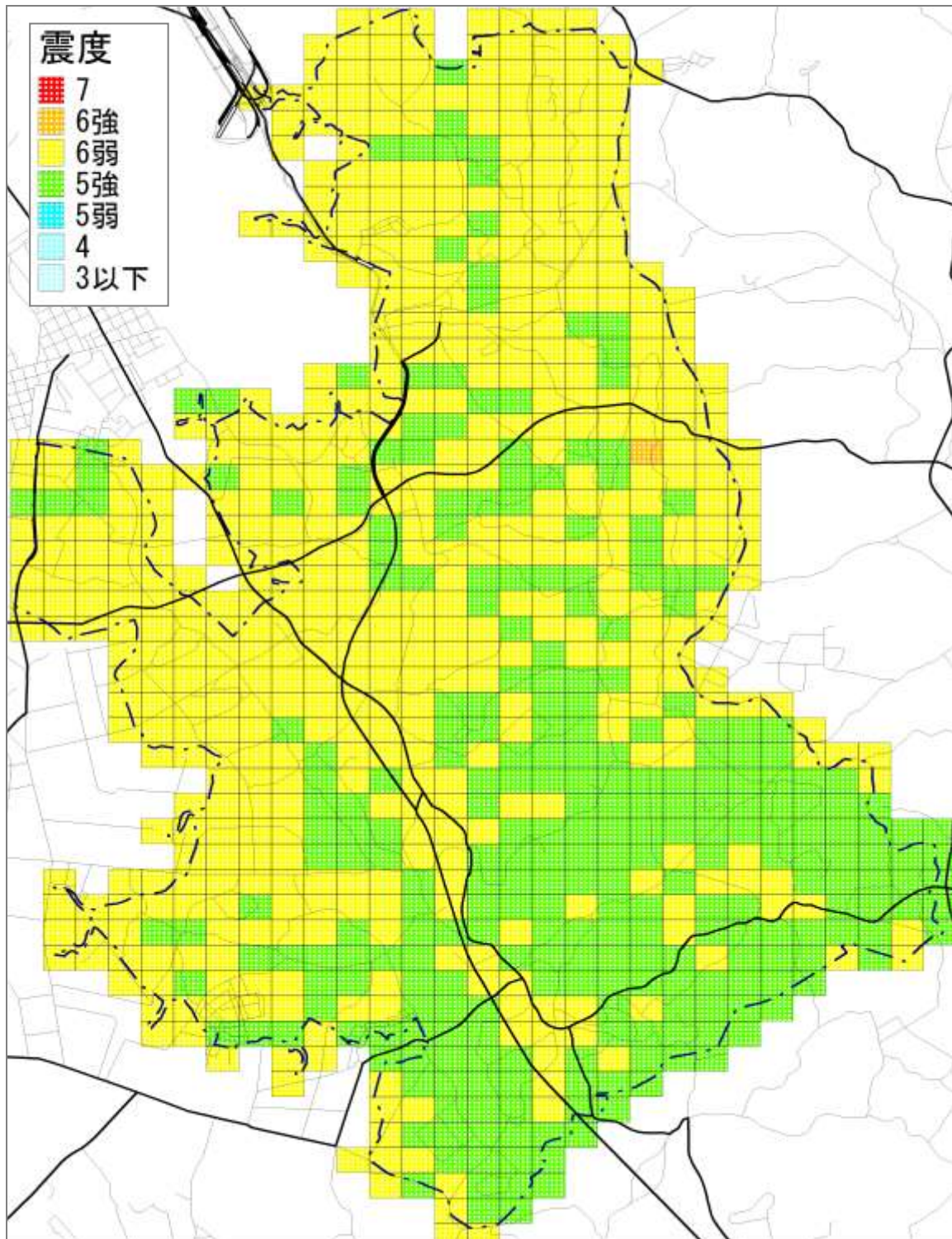
被害想定

想定地震	千葉県北西部直下
建物被害	全壊 20 棟
火災	出火 0 件
人的被害	死者 0 人、負傷者 20 人、避難者 430 人、帰宅困難者 5,300 人※

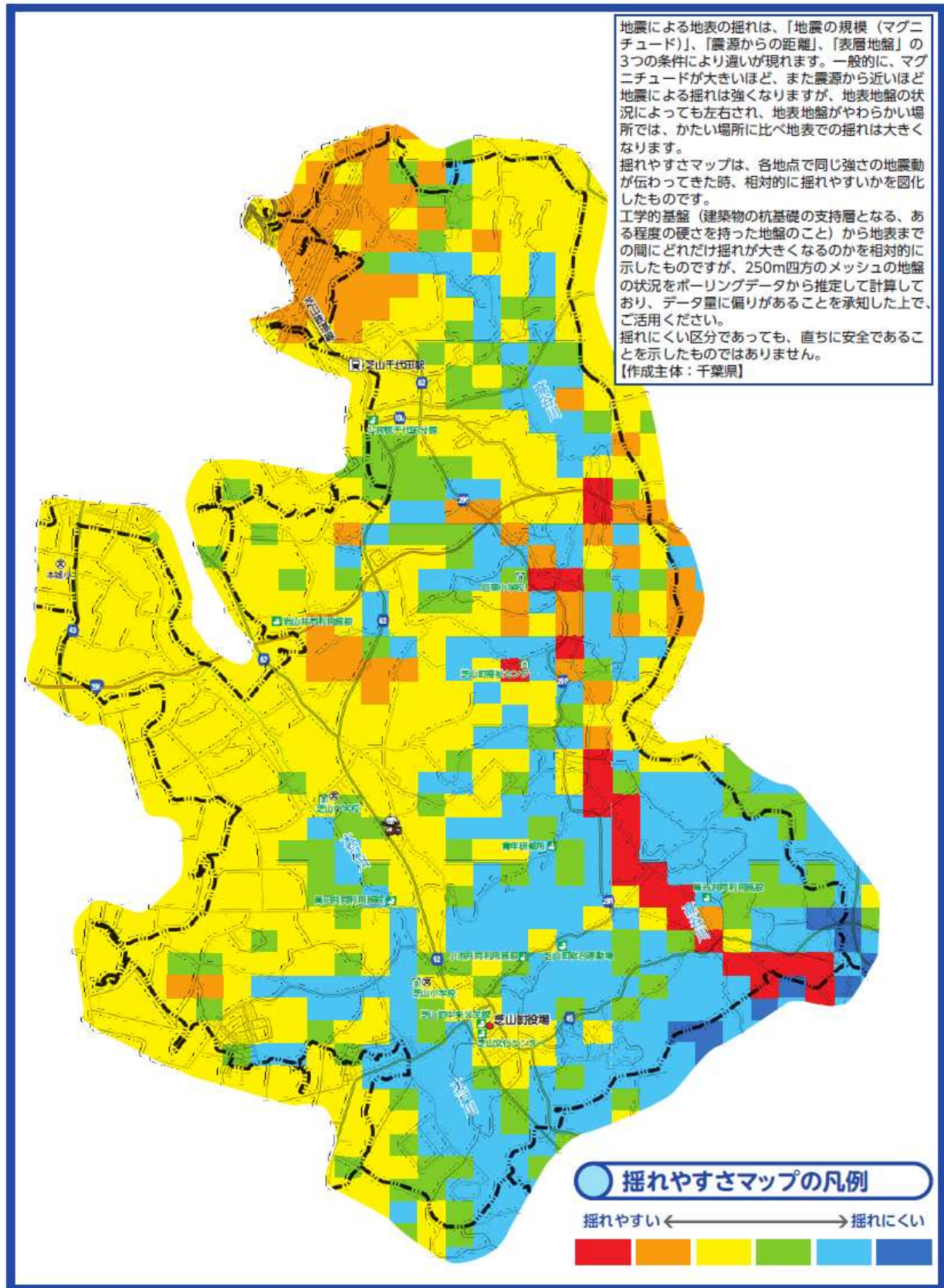
「千葉県地震被害想定調査」（平成 26・27 年）

※ 帰宅困難者数は横芝光町分を含む。

千葉県北西部直下地震の震度分布図



揺れやすさマップ（芝山町総合防災ハザードマップ、令和4年1月）



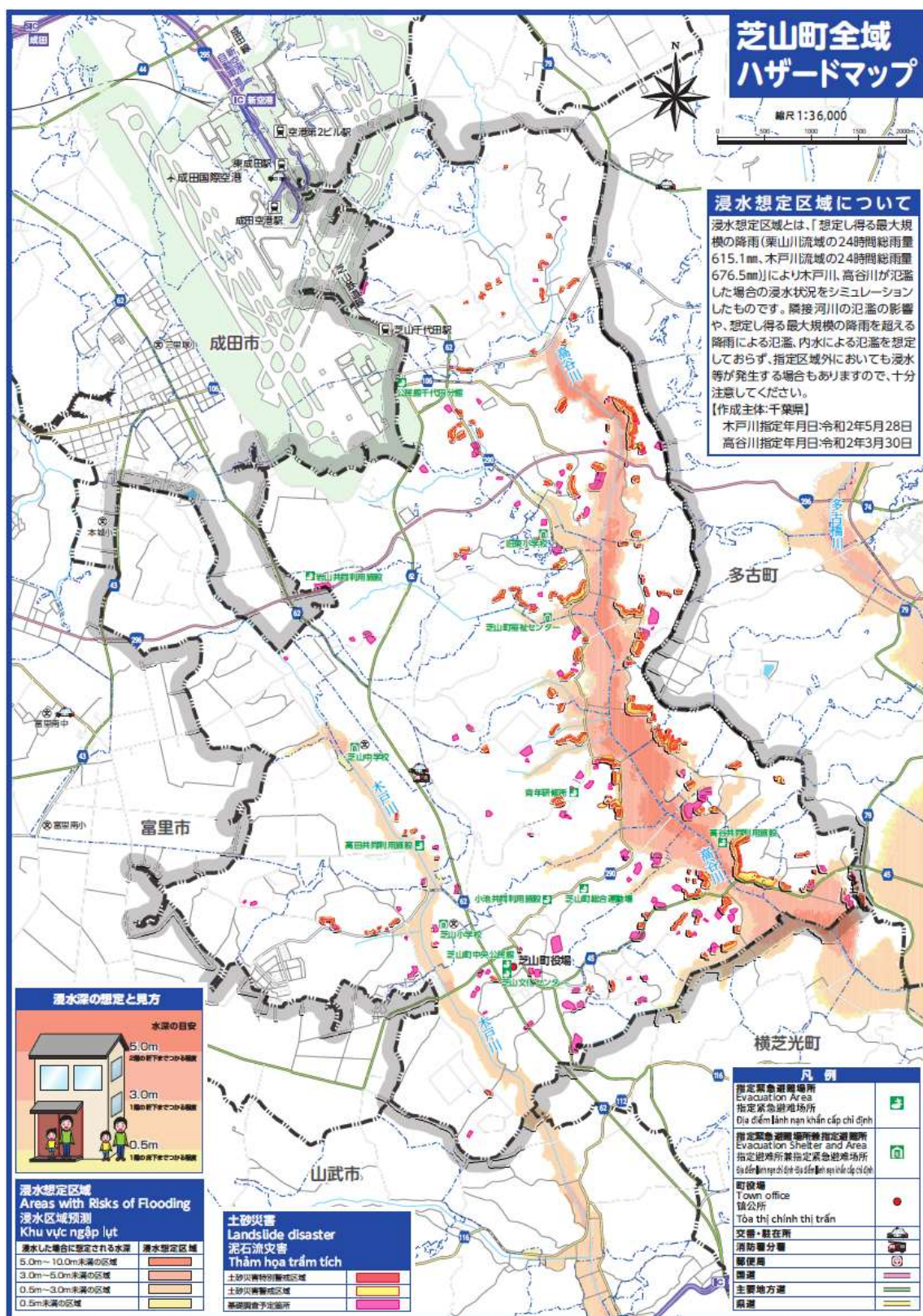
2 風水害

過去の災害で大きな被害が発生したことは少なかったが、豪雨の際に河川や水路での氾濫、局所的ながけ崩れ等により災害が発生する可能性がある。

町内を流れる高谷川、木戸川は水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定されており、想定最大規模の大雨で氾濫した場合、最大 5.0m～10.0m の深さの浸水が予想されている。また、町内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された急傾斜地が 137 箇所分布する。

これらの区域は、町が作成した芝山町総合防災ハザードマップ（全域ハザードマップ）に掲載している。

全域ハザードマップ（芝山町総合防災ハザードマップ、令和4年1月）



3 大規模事故

大規模事故については、次の事象を対象とする。

ア 航空機災害	イ 大規模火災
ウ 林野火災	エ 危険物等災害
オ 道路災害	カ 鉄道災害
キ 放射性物質事故	ク 大規模停電

第5節 成田空港の機能強化に伴う防災課題と方策

第1 成田空港の機能強化

成田空港は国際線基幹空港として、国内外 100 都市以上と結ばれており、日本の空の表玄関としての役割を果たしている。今後も増加が予測される首都圏の航空需要に対応するため成田空港の更なる機能強化が求められている。

1 機能強化の概要

四者協議会※が平成 30 年 3 月に合意した成田空港の機能強化の実施概要は、次のとおりである。

※ 国土交通省、千葉県、空港周辺市町（芝山町含む。）、成田国際空港株式会社で構成

(1) 滑走路の増設・延伸等

- ・ B 滑走路の南側に、新たに 3,500m の C 滑走路を増設
- ・ B 滑走路を北側に 1,000m 延伸し、3,500m に変更

空港敷地範囲



(平成 30 年 3 月 13 日開催「四者協議会」会議資料より抜粋)

(2) 年間発着枠の拡大

- ・ 年間発着枠を、現在の 30 万回から 50 万回に拡大

(3) 夜間飛行制限の緩和

ア C 滑走路供用開始までの当面の間

- ・ A 滑走路において、運用時間を 1 時間延長して 6 時から 0 時までとする。
- ・ 22 時以降の便数制限を廃止するとともに、0 時から 0 時 30 分までの 30 分間は、弾力的運用※を認める。

イ C 滑走路供用後

- ・ 空港全体としての運用時間を、5 時から 0 時 30 分とする。(スライド運用を導入し、滑走路ごとの静穏時間を引き続き現行と同じく 7 時間確保する。)
- ・ すべての滑走路の 22 時以降の便数制限を廃止するとともに、0 時 30 分から 1 時までの

30分間は弾力的運用^{*}を認める。

※やむを得ない事由により通常の運航に影響を及ぼすこととなった航空機に限って離着陸が認められる制度

2 機能強化による防災上の影響

滑走路の増設、発着数の拡大に伴い、外国人を含む旅客数、従業員数、居住者の大幅な増加が見込まれるとともに、空港拡張用地に居住する住民の移転も見込まれることから、これらの旅客、住民の安全を確保するための防災環境と災害対応力を強化する必要がある。

発着回数 50 万回時に予想される状況

	現在		今後
旅客数	4,000 万人	約 2 倍	7,500 万人
貨物取扱量	200 万トン	約 1.5 倍	300 万トン
空港内従業員数	4 万人	約 2 倍	7 万人

第2 想定される防災課題と対策方針

成田空港の機能強化に伴う影響に対する防災上の課題と対策の方針は次のとおりである。

1 防災行政無線の再編等

空港拡張用地に居住する住民の移転を想定し、既存の屋外子局の音達域や移転予定先の市街地の密集度などを考慮した屋外子局の移設、再編を検討する。

また、機能強化に伴う環境整備事業により家屋の防音性能がさらに向上して屋外子局の放送が聞き取れなくなる事態を考慮し、戸別受信機の整備の継続や、より確実に防災情報を伝達する手段の新規導入を検討する。

2 備蓄の強化

住民や帰宅困難者の増加を考慮して各避難所等に食料、毛布などの防災用品の分散備蓄を図るとともに、成田空港の機能強化に伴う移転代替地の整備や新市街地の整備に当たっては防災備蓄倉庫の設置を検討する。

3 避難所の再編、一時滞在施設の確保

空港拡張用地に居住する住民の移転や新市街地の形成に伴い、避難対象区域と避難者数が変化することから、避難所の収容規模や避難経路の安全性等を再検討する。

また、旅客数、空港内従業員数の増加及び新たな企業の進出等によって昼間人口が増加し、帰宅困難者の増加も懸念されることから、帰宅困難者用一時滞在施設の確保に努める。具体的には民間施設を一時滞在施設として確保するための調整等を推進する。

4 防災情報の外国語表記の充実

新市街地の形成や空港内での雇用増大等により増加が見込まれる外国人住民や、旅客需要の回復と併せて増加が見込まれる訪日外国人観光客に、防災情報をより確実、円滑に伝達する必要がある。

このため、防災に関連する広報物に外国語を併記したり、避難生活に必要となる情報については多言語表記のカードをあらかじめ用意しておくなど、外国人向けの情報提供環境や災害時の円滑な提供体制を確保する。

5 航空災害対策の強化

発着枠の拡大に伴い増加が懸念される航空災害リスクを軽減するため、成田国際空港航空災害対策協議会※において緊急時の活動計画や関係機関の連携協力体制の確立を図るなど航空災害対策の強化を図る。

※ 成田国際空港株式会社が事務局を務め、空港周辺市町や空港近隣の医療、消防、防災関係各機関で構成する組織